令和３年度法の日週間

岡山地方検察庁検察官インタビュー

１０月１日から１０月７日までは「法の日」週間です。
１０月１日を「法の日」と定め，法の尊重，基本的人権の擁護，社会秩序の確立の精神を高めるための日とされています。
「法の日」週間ということで，法務省の法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」に，法律の仕事に携わる岡山地方検察庁の２人の検事にインタビューしてもらいました。

現在お二人は，主にどのような部署で仕事をされているのですか。

A検事

公判検察官室という公判を担当する部署で仕事をしています。
担当する裁判の多くは，裁判官とともに一般の方々が審理に参加される裁判員裁判の事件です。

B検事

捜査及び公判を担当する部署で，特殊詐欺，強制わいせつなど様々な種類の事件を捜査して，被疑者の処分（起訴・不起訴）を決め，起訴した場合には裁判所に対して犯罪の証明をする仕事をしています。
また，幼い子どもから事件についての話を聞く場合には，警察や児童相談所などと連携をしながら仕事をしています。

検察官の仕事について教えてください。

A検事

多くの刑事ドラマでは，警察が犯人を探し出し，逮捕に至れば事件解決，終了！となります。ですが，検察官の仕事は，そこからがスタートです。日本では，犯罪をしたと疑われた人（被疑者）が，裁判にかけられ（起訴），有罪判決が下されて，ようやく刑罰を受けることになります。検察官は，警察に逮捕された人が本当に罪を犯したのか，事件の真相を明らかにするために改めて捜査を行い，その人が犯人に間違いないと判断できてようやく裁判にかける（起訴）という判断をします。そして，検察官は，法律の専門家として裁判に参加し，捜査で得た証拠によってその人が罪を犯したことを証明し，正当な判決が下されるよう活動します。

このように，検察官の仕事は，犯罪の捜査をして事件の真相を明らかにし，被疑者を裁判にかけるかどうか（起訴か不起訴か）を判断すること，法律の専門家として裁判に参加して正当な判決を求めること，この２つが主なものとなります。

検察官の仕事は，人を刑務所に入れるかもしれないという重い判断が伴う非常に責任ある仕事ですが，ちゃんとルールを守って生活している方々が理不尽な被害に遭うのはおかしいし許せないという思いをもって仕事に臨んでいます。

B検事

私は，検察官の仕事を，罪を犯した疑いのある人について，犯罪を行ったといえるか，その人が行った行為の責任をどのようにとるかを判断する仕事だと思っています。

被疑者・被害者・関係者という様々な人から話を聞き，自分自身が実際に見ていない犯罪の有無を検討することは，とても難しいと日々感じていますが，一つの物の見方でもここまで違うのかと毎回新たな発見があります。

今までで特に印象に残っている事件や出来事はありますか。

A検事

検察官として多くの事件を担当してきましたので，印象に残っている事件はたくさんありますが，特に印象に残っているのは，私が若手のときに担当した万引き被害が多発したことでお店が倒産した事件です。万引きというと，数百円から数千円の被害だから大した事件じゃないのでは？それで倒産なんて？と思われるかもしれません。そのお店はいつもお客さんで賑わっていたお店でした。ですが，万引き１件１件の被害額は少額でも，積み重なると大きな被害になります。そのお店では，売り上げの１割程度の額にまで万引き被害が膨れ上がり，利益が圧迫されて倒産してしまいました。お客さんのためにできるだけ安く売りたいと努力されていた店長さんの無念の表情は今でも忘れられません。検察官として，どんな事件でも被害の実態を正確に把握することの大切さを学んだ事件でした。

B検事

印象に残っている出来事は，たくさんありますが，そのうちの一つが少年の傷害事件での取調べです。

最初は，なかなか話をしてくれなかった少年にどのようにしたら話をしてもらえるかを悩みました。

いろいろと試す中で少年の好きなスポーツ選手の話をしたことで打ち解けていき，事件に至る経緯や事件の内容を話してくれるようになりました。

この事件を通じて，その人自身を知ることが話してもらうために重要であると感じ，特に印象に残っています。

インタビューはいかがでしたか。

法務省のホームページには法教育のリーフレットなどが掲載されていますので，この機会にぜひご覧ください。